

セカンドメールシステムガイドライン

(主旨)

第1条 本ガイドラインは、早稲田大学(以下「本学」という。)情報関連システム利用内規および Microsoft Corporation (以下「マイクロソフト社」という。)が定める利用規約に則り、マイクロソフト社が提供する本学セカンドメールシステムの利用について、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 本ガイドラインにおいて「セカンドメールシステム」とは、マイクロソフト社が提供する Office365 Education の内、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 電子メール
 - 二 連絡先
2. 本ガイドラインにおいて「ユーザーID」とは、セカンドメールシステムを利用するために利用者に交付するメールアドレスをいう。

(利用目的)

第3条

セカンドメールシステムは Waseda-net メール機能を拡張する選択制のメールシステムであり、大学から連絡をする場合には Waseda-net メールを用いる。

(利用資格)

第4条 セカンドメールシステムを利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 本学教員
- 二 その他情報企画部が適当と認めたもの

(ユーザID)

第5条 ユーザIDは、セカンドメールシステムを利用する際に利用者を特定するものであり、ユーザIDによって行われた行為は、当該ユーザIDの交付を受けた利用者が責任を負うものとする。

(免責事項)

- 第6条 マイクロソフト社が提供するシステムの内、セカンドメールシステム以外のシステムにおける質問、要望等の問い合わせについて本学は一切の責任を負わない。
2. ユーザIDを用い、マイクロソフト社が提供する様々なサービスを利用した行為について本学は一切の責任を負わない。
 3. 急なメンテナンス等のため、ユーザIDを停止することがあるが、本学は一切の責任を負わない。

(附則)

(施行期日)

1. 本ガイドラインは、2016年 6月 1日より施行する。

(経過措置)

2. 2015年12月24日の時点でセカンドメールアドレスを取得している校友は、第4条第二号を適用する。